

グループホーム・ケアハウス ウェルビュー 明郷 事故発生防止のための指針

1 基本方針

社会福祉法人千代田会は、リスクマネジメントの重要性を認識し、法人経営及び利用者並びに 職員の「安全・安心」を確保するため、自主的なルール及び体制を確立し、リスクに関わる法令その他関係法令を遵守するとともに、危険や事故に対して可能な限り予測し、適切に予防し、可能な限り結果発生を回避し、迅速に対応し、また処理して被害や損害を最小限に押さえるよう努める。

2 ウェルビュー 明郷事故防止の検討

基本方針に基づき、ヒヤリハットを含む介護事故及び苦情などのリスク全般に関して、グループホームおよびケアハウスが同建屋にあることから、両事業を一括して捉え、予防や事後処理・再発防止が適切に行われているか全職員で検討する。

3 検討の構成員 施設長、管理者、介護職員、計画作成担当者 生活相談員 全職員

4 検討の頻度

毎月開催の職員会議内においてアクシデント（事故）及びインシデント（ヒヤリハット）報告としてまとめ共有、検討する。

5 職員研修

基本方針を確実なものとし、安全管理を徹底するために、毎月開催の職員会議内において検討し、事例も踏まえた研修も兼ねることとする。

6 介護事故発生時の対応

介護事故発生時は、直ちに必要に応じ複数の職員で確認、また怪我の有無や程度から処置や受診・救急搬送等を行う。併せて、状況・状態説明をご家族、必要に応じて行政に速やかに行う。

7 アクシデント（事故）報告及びインシデント（ヒヤリハット）報告の周知

予防・改善の起こった事象を現場検証し、予防策（再発防止策を含む）を可能な限りその日のうちに記録し、全職員に周知を行う。その後、心身の変化に伴う状態の変化から必要な予防策は、ケアプランでの個別ケア或いはマニュアルなどの基準改正として継続的に実施し、事故の発生予防に努める。

なお、受診に至ったアクシデント（事故）の場合は必ず報告する。

グループホームは岐阜市 介護保険課支援係地域密着型宛

ケアハウスは岐阜市 高齢福祉課宛

8 損害賠償 介護事故等により、賠償すべき事態となった場合は速やかに賠償を行う